

## 提出書類（申請時）

### <共通>

- 1、 補助金等交付申請書
- 2、 住居移転計画書
- 3、 移転前及び移転先の土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- 4、 危険住宅の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）  
（※登記を行っていない場合は家屋証明書（建築年を記入してもらうこと））
- 5、 危険住宅に住んでいる方の住民票の写し  
（※申請者が移転者の親族の場合にあつては、戸籍全部事項証明書）
- 6、 図面（移転前、先それぞれ：案内図、配置図、（崖を含んだ）断面図、平面図）
- 7、 危険住宅の解体工事見積書（2以上の業者の見積書）
- 8、 跡地利用に関する誓約書
- 9、 住宅等調書
- 10、 市税納付状況調査同意書
- 11、 県税の未納が無いことの証明書
- 12、 その他物件ごとで必要となるもの

### <建物助成費の助成を受ける場合>

- 1、 住宅建設資金等借入予定証明書  
（※住宅建設・購入、土地取得、敷地造成についてそれぞれの借入額及び利息額）
- 2、 借入金償還に関する誓約書

#### ①住宅建設・購入の助成を受ける場合

- 1、 建築工事見積書又は仮売買契約書
- 2、 建築確認通知書（写し）

#### ②土地取得の助成を受ける場合

- 1、 仮売買契約書

#### ③敷地造成の助成を受ける場合

- 1、 造成工事見積書
- 2、 造成工事設計図

### <移転先が農地の場合>

- 1、 農地転用許可書（写し）

#### 【注意事項】

- 1、 土地の登記事項証明書と家屋の登記事項証明書（家屋証明書）の所在地は同地番であること。
- 2、 危険住宅の除却等費の補助金額については、提出された解体工事見積書より決定され、完了時に領収書を提出しなければならないので、金額及び業者名等相違のないようにすること。
- 3、 跡地利用に関する誓約書は、所有者が複数の場合、移転者と土地及び家屋の所有者が異なる場合は、権利者全員の承諾書もしくは誓約書を添付すること。権利者の捺印も実印で行い、印鑑証明書を添付すること。（所有者が単独の場合は押印不要）

※補助金額の確定は、最終的な建設資金等の借入金の利息相当額を証明する**融資証明書**でなされる。この融資証明書の発行は、工事完了後の諸手続きを済ませた後（凡そ1ヶ月程度）に行われるため、工事は遅くとも**2月中旬までには完了**する必要があります。

※申請後から完了までの間に当初の移転計画（借入金等）に変更が生じた場合は、速やかに建築指導課へ申し出ること。